

実施方針に対する質問への回答

令和1年8月19日

標記の件、次のとおり回答します。

1. 実施方針に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	質問への回答
1	4	第2章	1	(13) 1) (7)	④「市への引き継ぎ業務等の近隣初動対応」とは、近隣からのクレーム等を一時的に事業者で受け、貴市に引き継ぐ等の業務と解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
2	5	第2章	1	(13) 1) (4)	⑥その他関連業務のカッコ内「市への引き継ぎ業務等の近隣初動対応」とは、近隣からのクレーム等を一時的に事業者で受け、貴市に引き継ぐ等の業務と解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	5	第2章	1	(13) 2) (7)	①「用地の確保」には工事に必要な仮設用地や駐車場用地の確保は含まれますでしょうか？含まれない場合、事業者にて手配、準備するという理解でよろしいでしょうか。	含まれません。事業者にて、手配、準備願います。
4	12	第3章	4	(2) 2) (7)	「本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。」とありますが、建築物の設計と建設を異なる企業で行う場合は、当該企業が各要件を満たしていればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	12	第3章	4	(2) 2) (7)	①「平成31・32年度の市の入札参加資格（建設工事 工種：建築一式工事）の登録」とありますが、建築一式工事として解体工事も含んだ工事（解体工事の登録は不要）と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	13	第3章	4	(2) 2) (4) ③	「一般廃棄物処理施設の元請の建設実績」とはストーカ炉方式焼却施設の建設実績という理解でよろしいでしょうか。	方式は問いません。
7	13	第3章	4	(2) 2) (4) ③ i	「1炉あたり127t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有すること」とありますが、本事業はストーカ炉による事業であることから、ストーカ炉の実績という理解でよろしいでしょうか。	炉形式は問いません。
8	13	第3章	4	(2) 2) (7) ②	「一般廃棄物処理施設の運転実績」とはストーカ炉方式焼却施設の運転実績という理解でよろしいでしょうか。	方式は問いません。
9	添付資料-3		共通	近隣対応	事業者の責任範囲として「上記以外のもの」とありますが、事業者の責任範囲は本施設の設計・建設・運営・維持管理において事業者に帰責する事項と考えてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	添付資料-3		共通	第三者賠償	事業者の責任範囲として「調査、施工、運営において上記以外に第三者に及ぼす損害」とありますが、事業者の責任範囲は事業者の帰責事由によるものと考えてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	添付資料-3		共通	許認可遅延	貴市の責任範囲として、「上記以外の許認可の遅延に関するもの」とありますが、貴市承諾手続き等の遅延の可能性もあることから、「民間事業者が実施する許認可取得の遅延」であっても貴市に帰責する許認可の遅延は貴市の責任範囲と考えてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	添付資料-3		共通	事故の発生	事業者の責任範囲として「設計、施工、運営において上記以外に発生する事故」とありますが、事業者の責任範囲は事業者の帰責事由によるものに限定されると考えてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
13	添付資料-3		施工段階		設計段階において「用地に関するリスク」が記載されておりますが、施工段階においても、「新たに判明した計画用地内の有害物や土壌汚染、水質汚染等に関するもの」は貴市の責任範囲と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	添付資料-3		施工段階	工事遅延	市況の大幅な変動に伴う部材等の流通状態の悪化（鋼材、ボルトの納期遅延等）に起因する工程遅延については別途協議させていただくことは可能でしょうか？	設計・建設業務期間は実施方針の通りとします。不可抗力、その他事業者の責めに帰すことできない事由による場合には協議することを可とします。